

岩手県告示第245号

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第7の49の項の知事が別に定める者を次のとおり定め、令和7年4月1日から施行し、岩手県手数料条例別表第7の49の項及び51の項の知事が別に定める者（平成28年岩手県告示第299号）は、同年3月31日限り、廃止する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関